第二百四十二条　次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

一・二　（略）	（略）		
三　第二百四十条第一項第二十四号の八から第二十四号の十までの権限、同項第三十七号の権限（同号ケに係るものを除く。）、同項第三十七号の二から第三十七号の十まで、第三十八号、第三十九号及び第六十号の九の権限、同項第六十四号の二の権限（同号ニに係るものを除く。）並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十一の項及び十二の項に係る届出の受理に係るものに限る。）	当該事業を経営しようとする者又は当該事業を経営する者の住所を管轄区域とする地方航空局長		
四～十　（略）	（略）		
十一　第二百四十条第一項第三十七号ケ、第三十七号の十一、第四十一号及び第六十四号の二二の権限	（略）		

第二百四十二条　次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

一・二　（略）	（略）		
三　第二百四十条第一項第二十四号の八から第二十四号の十までの権限、同項第三十七号の権限（同号オに係るものを除く。）、同項第三十七号の二から第三十七号の十まで、第三十八号、第三十九号及び第六十号の九の権限、同項第六十四号の二の権限（同号ニに係るものを除く。）並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十一の項及び十二の項に係る届出の受理に係るものに限る。）	当該事業を経営しようとする者又は当該事業を経営する者の住所を管轄区域とする地方航空局長		
四～十　（略）	（略）		
十一　第二百四十条第一項第三十七号オ、第三十七号の十一、第四十一号及び第六十四号の二二の権限	（略）		

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　五七二円（本体五二〇円）　（配送料別）